

佐賀県立高校生のタブレット端末必須購入の撤回を求める意見書

佐賀県教育委員会は 9 月 3 日に、来年度から県立高校の全入学生に、標準教材としてタブレット端末を購入してもらおうと発表した。ICT 教育に力を入れることで、子ども達の学習意欲や学力の向上に繋がることは理解し、佐賀県の取り組みには大いに期待するところである。

しかしながら、高校入学の際には教材購入や制服代、部活動関係費など高額な支払いがあるため、各家庭においては資金調達に大変苦勞されている実情がある。更に、燃料代や電気代の値上げやそれに伴う生活必需品や食料品の値上げ、来年 4 月からの消費税率 3 パーセントアップの予定など、来年度からの生活はより厳しくなっていくことが見込まれる。また、タブレット端末を各個人で購入した場合、毎月の通信料も各家庭へ新たな負担となる。

もちろん、端末の基本ソフトはウィンドウズ 8 に決めてあり、ハードのメーカーや導入するデジタル教材等は入札で決定される。しかしながら、個人の自己負担額が 5 万円を下回ることはないとのことであった。

生徒の学習意欲や学力の向上を目指すべきであるが、このような負担を強いる事について、現在の中学生の保護者への説明が一切ない事は非常に遺憾である。各家庭への負担を考えれば、佐賀県教育委員会が進める個人での購入は撤回し、佐賀県でタブレット端末を購入し学校内部での生徒への貸与とすることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

嬉野市議会議長 太田 重喜

佐賀県知事 古川 康 宛て